

南九州学園における任期付き教員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、学校法人南九州学園（以下「学園」という。）が運営する南九州大学及び南九州大学短期大学部（以下「本学」という。）における任期付き教員について必要な事項を定めるものである。

(身分及び職務)

第 2 条 任期付き教員は、学校法人南九州学園就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条の 2 第 2 号に規定する契約教員とする。

2 任期付き教員の職務は、就業規則第 2 条の 2 第 2 号に規定する普通教員と同様とする。

(資格)

第 3 条 任期付き教員として採用する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に関わる先端的、学際的又は総合的な教育研究の分野若しくは方法の特性にふさわしい優れた知識、実務経験及び教育能力を有する者。
- (2) 本学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う能力を有する者。
- (3) 実験実習等の補助を主職務とする助手。

(任期等)

第 4 条 教授、准教授、講師及び助教の任期は、5 年を超えない範囲とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は、通算して 10 年を超えない範囲とする。

2 助手の任期は、3 年を超えない範囲とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は、通算して 5 年を超えない範囲とする。

3 学園の定める定年を超えて任期付き教員となることはできない。

4 学園は、任期付き教員について、特に勤務状況が優良で教育研究の実績に優れていると認める場合には、任期が満了する前であっても、当該任期付き教員を就業規則第 2 条の 2 第 1 号に定める普通教員に雇用形態を変更することができる。

(資格審査)

第 5 条 任期付き教員の採用及び再任にあたっては、「南九州学園教職員採用人事に関する規程」に基づき資格審査をするものとする。

(昇任)

第 6 条 学園は、南九州大学教員資格審査内規及び南九州大学短期大学部資格審査内規に基づき、教授会の資格審査を経た者を昇任させることができる。

2 前項により昇任した場合は、任期途中であれば前職位の任期は引き継がれるものとする。任期満了と同時に昇任する場合には、新職位において再任されたものとして扱う。

(再任等の手順)

第 7 条 学園は、任期付き教員の任用終了後の雇用について、雇用形態変更（普通教員への変更）又は再任用若しくは任期満了退職のいずれとするかを決定する。審査は、次の基準により人事委員会において行うものとする。

- (1) 勤務状況の好悪
- (2) 学園での研究等の実績
- (3) その他学園が必要と認める事項

2 前項の審査を受ける者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書（様式 2）
- (2) 教育研究業績書（様式 3 又は様式 4）
- (3) 今後の教育・研究の抱負

(給与等)

第 8 条 任期付き教員の給与，賞与及び手当等については学校法人南九州学園給与規程に準ずる。

2 退職金は支給しない。ただし，第 4 条第 4 項の規定により普通教員になった場合は任期付き教員の期間も退職金支給期間に算入する。

(契約)

第 9 条 任期付き教員を採用する場合には，学園と当該任用される者との間で，任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(規程の公表)

第 10 条 この規程は，本学のホームページ等に掲載し，公表するものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は，常務会において行う。

附 則

この規程は，平成 15 年 4 月 1 日から施行し，同日以降に雇用される者について適用する。

改正 平成 17 年 6 月 28 日，平成 19 年 2 月 28 日，平成 29 年 8 月 1 日，令和 4 年 3 月 15 日，
令和 5 年 4 月 1 日，令和 7 年 4 月 1 日

附 則

平成 29 年 8 月 1 日改正の本規程は平成 30 年 4 月 1 日以降に採用された者に適用する。

附 則

令和 4 年 3 月 15 日改正の本規程は令和 4 年 4 月 1 日以降に採用された者に適用する。